

様式10号 公募型プロポーザル説明書に関する質問に対する回答【第四回】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	5	2	(5)	⑥	提案書の作成要領	「左綴じで製本すること」と書かれてありますが、製本方法について後指定がありましたら教えていただけないでしょうか。（袋綴じ製本、ファイル製本、等）	提案書は選定委員会の審査で使用するので、最低限P5 2(5)⑥の提案書の作成要領に従ってください。
2	1	1	(4)		履行期間	「事業者は、基本協定の締結後、FIT制度による電気事業者との接続契約、経済産業大臣の事業認定等を完了し、買取価格を確定したうえで、消化ガス発電事業契約を締結する。」とありますが、電気事業者との接続供給契約の締結に必要な標準期間は9ヶ月間（接続検討3ヶ月間、接続契約6ヶ月間）であるため、9月20日に最優秀提案者が決定してから速やかに申請を行っても、今年度中の契約締結は難しいと考えます。従って、接続供給契約が平成29年度中に間に合わず、認定が平成30年になってしまう場合はご協議いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	認定の期限は設けていませんが、電気事業者との契約や事業認定に時間を要する場合は、別途協議する予定としています。

様式11号 リスク分担に関する質問に対する回答【第四回】

第三回追加

No.	大項目	-	-	-	項目名	質問の内容	回答
1	(1)	-	-	-	共通	政策関連リスク（法令・税制変更）、経済リスク（物価・金利変動）、債務不履行リスク（天災等による事業中止）が発生した場合、県にて費用負担もしくは事業収支の見直し協議に応じて頂けないでしょうか。	リスク分担表のとおりとします。
2	(4)				性状変化リスク	消化ガスの変動リスクについて、ガス量変動・性状変化リスクは事業者負担者となっていますが、天災等の不可抗力以外によるガス量減少および硫化水素・メタン・シロキサン濃度の変動に対する負担を県殿にさせていただきませんか。具体的にはガス量は75%以下に至らなくても、条件規定書記載の年間ガス発生量を下回る場合はガス買取費用減額措置をお願いします。ガス性状変化については、メタン濃度（発熱量）低下に伴う発電量減少や脱硫・シロキサン除去装置等の追加対策費・維持管理費増加が生じた場合、ガス買取費用減額措置をお願いします。	性状変化リスクは事業者の負担とします。条件規定書P5 2.2.2(2)も参照してください。なお、年間ガス発生量は、売却可能量の上限値として県が提示した値であり、買取予定量は提案者により提案してください。

様式13号 提案書評価基準に関する質問書【第四回】

第三回追加

No.	-	-	-	-	項目名	質問の内容	回答案
1	-	表2	社会的要請に関する事項	社会貢献	再生可能エネルギー発電量	地球温暖化防止効果を評価するとありますが、発電電力を自家消費しないため受電量増加によりセンターのCO2排出量は増加します。評価は、省エネルギーやCO2排出量ではなく、発電量のみとの認識で良いでしょうか。	本事業による売電量により、4-4に記載の算定式により評価します。

様式14号 様式集に関する質問に対する回答【第四回】

第三回追加

第一回回答修正

No.	様式	項目名	質問の内容	回答
1	25	事業者の経営状況及び収支計画に関する提案書	経常利益の単位が「千円」となっておりますが、当社の損益計算書は百万単位で作成しておりますので、単位を「百万円」として記載して差し支えないでしょうか。	支障ありません。
2	25-B	事業期間の長期収支計画	各項目共に事業開始以降の金額記載となっておりますが、建設・試運転期間中の金額は記入不要でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	27	設計・建設に関する提案書	「2. 施工計画及び仮設スペースの考え方について記述してください。」とありますが、「仮設スペース」とは何のことを指すのでしょうか。	設計・建設時において事業用地以外を含めて必要とする用地のことです。
4	添付資料3 30-A	消化ガス利用・発電年間計画	添付資料3 30-Aの必要加温熱量（1系消化タンク + 2系消化タンク）に記載されている値が、消化ガスを利用して供給しなければいけない熱量という解釈でよろしいでしょうか。	条件規定書に関する質問No. 1の回答を参照してください。
5	添付資料3 30-A	消化ガス利用・発電年間計画	本表に予め記載されている消化ガスの値は、条件規定書別紙4の表①～②-3の数値を基に転記、あるいは平均値を記載されていると理解しています。しかし、条件規定書別紙4の表は注釈として「実流量（ノルマル換算していない数値）」とありますが、本表の消化ガスの単位はNm3となっております。どちらが正でしょうか。	条件規定書に関する質問No. 60の回答を参照してください。

様式12号 条件規定書に関する質問に対する回答【第四回】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答	
1	5	2	2	2	(1) 消化ガス量等	「この実績を基に消化槽の加温に必要な熱量を算出すること」と記載されていますが、消化タンク1系・2系に必要な加温熱量は、様式集添付資料-3 30-Aの「必要加温熱量（1系 + 2系）」という解釈でよろしいでしょうか。	様式集添付資料-3 30-Aの必要加温熱量は、加温に使用した燃料の1系の実績量等から想定した値です。公表している資料等から算出及び提案してください。	
2	5	2	2	2	(1) 消化ガス量等	I系及びII系消化槽加温の熱量が不足する場合は、I系は既設温水器、II系は県所有の消化ガス発電機廃熱により加温するため、その消化ガス量を差引いて供給するとあります。この場合、事業者は維持管理費等の費用負担はないと考えてよいでしょうか。	提案の範囲内においては、ご理解のとおりです。ただし、リスク分担表も参照してください。	
第一回 回答 修正	3	5	2	2	(1) 消化ガス量等	消化ガスの供給源となるガスタンクの基数およびタンク容量をおしえてください。また、ガスタンクに最大許容充填量および最低許容充填量などの条件があれば教えてください。	容量については、条件規定書に関する質問No. 61の回答を参照ください。また最大許容充填量は2,000m ³ 、最低許容充填量は0m ³ です。	
第三回 追加分	4	4	2	1	2	(3) 環境保全	残土処分先は、場外と場内のどちらで考えればよろしいでしょうか。	提案段階においては場外を基本と考えてください。事業実施にあたっては、別途協議可とします。
第三回 追加分	5	4	2	1	2	(3) 環境保全	事業予定予定地①・②は、土壤汚染されていないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
第三回 追加分	6	4	2	1	2	(3) 環境保全	工事期間中に発生する建設廃棄物、排水は適切に処理とありますが、処理方法や基準等があればご教示下さい。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び条件規定書P3 1.11に従い、事業者にて適切な処理を行ってください。
第三回 追加分	7	4	2	1	2	(4) 施工管理	事業者は工事及び維持管理との調整、工事の進捗管理・記録し県へ報告する事とありますが、頻度や書式等があればご教示下さい。	P7 2.3.1(1)を参照してください。具体的記載のない事項については、契約後、別途協議とします。
第三回 追加分	8	5	2	2	3	(1) 構造条件	施設は自重、積載荷重、風圧、土圧、水圧、地震動、その他予測される振動及び衝撃等に対して安全確保をする、また構造は強固で倒壊等が無いようにするとありますが、基準等があればご教示下さい。	事業者において検討してください。
第三回 追加分	9	5	2	2	3	(4) ユーティリティ	既設配管ピット、ラック等を使用する場合は、センター将来計画に支障がないことを確認し、県へ承諾を得るとありますが、将来計画や承諾方法をご教示下さい。	中央監視設備更新工事等の更新工事のほかは、将来計画は現時点ありません。承諾方法については、協議により行うこととします。
第三回 追加分	10	6	2	2	3	(4) ユーティリティ①	消化ガス流量計は計量法に準じた適切な点検調整を行い、書面にて県へ報告するとありますが、書式があればご提示下さい。	契約後、別途協議とします。
	11	6	2	2	3	(4) ユーティリティ③	大原幹28M28号柱の場所を、ご提示下さい。	提示します。
	12	5	2	2	3	(4) ユーティリティ③	想定されている「大原幹28M28」は電力会社事前検討済みでしょうか。	電力会社への事前相談をしており、その相談に対する回答書にある連結点（想定）の電柱番号です。

様式12号 条件規定書に関する質問に対する回答【第四回】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答	
第三回追加分	13	6	2	2	3	(4)ユーティリティ③	事業用地から電力会社取合い点までにセンター敷地を通る場合は、県と協議のうえ配線ルートを決定とありますが、確定するのは基本協定締結後に電力会社と協議し、検討結果を受領してからとなるため、平成30年1月頃となります。その後、協議及び決定でよろしいでしょうか。	電力会社との事前検討段階から県及び維持管理者と早めの調整を図ってください。
	14	5	2	2	3	(4)ユーティリティ④	既設接続盤にて端子増設のための工事が必要となる場合、当社での施工でよろしいですか？	既存設備との責任範囲等も含め、県及び維持管理者と別途協議とします。
	15	5	2	2	3	(4)ユーティリティ④	本節に「監視端末」とありますが、別紙5の3項には「監視端末PC」と表記されております。運転監視機能を持つ画面付きの端末であれば、パソコン以外でも良いと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
第二回追加分	16	5	2	2	3	(4)ユーティリティ④	制御信号の取合い、中央監視端末の取合いで発電設備から中央監視エリアまで配線が発生します。ケーブルに名称タグによる判別処理を施し、既設ラックを利用させていただくことでよろしいか。	条件規定書P5 2.2.3 (4) のとおりです。
	17	5	2	2	3	(4)ユーティリティ④	消化ガスの供給源となるガスタンク（1系側、2系側）のレベル信号取合い点となる場所（建屋の位置、階数、管理本館中央監視室との位置関係）がわかる資料をいただけないでしょうか。取合い点につきましては、管理本館の電気室内としたいのですが、よろしいでしょうか。	取合い場所の図面について、別途配布します。 なお、取合い点については、各系列の熱交換器棟の電気室を予定しています。
第二回追加分	18	5	2	2	3	(4)ユーティリティ④	ガスタンク（1系側、2系側）のレベル信号（4-20mA、または0-5V）などの取合い点となる既設盤内の端子位置を確認したいのですが、既設盤内の資料を現地確認時に御提示いただけないでしょうか。レベル信号の他、加温指令（出力リレー）の空きの有無、送水信号（入力リレー）の取付け予定位置、発電設備による消化ガス消費量パルス（入力リレー）の取付け予定位置についても確認したいため、現地確認時に資料を御提示いただけないでしょうか。	既設盤の状況は、現地確認時に説明したとおりです。 取付予定位置等の資料については、配布図面及び資料等を参照してください。
第三回追加分	19	6	2	2	3	(4)ユーティリティ⑤	上水使用については事業者で用意する事となっておりますが、工事や維持管理に必要となる電力等のその他ユーティリティも同様に事業者が準備、費用負担でしょうか。	ご理解のとおりです。
	20	6	2	2	3	(4)ユーティリティ⑥	雨水排水は周辺への影響が無いよう適切に処理するとありますが、処理方法や排水場所をご提示下さい。また、排水場所以降の処理や法規制は県にて対応頂き、その費用は無償でよいでしょうか。	排水場所等については、設計時に別途協議とします。 なお、排水場所以降の処理等については、ご理解のとおりです。
	21	6	2	2	3	(4)ユーティリティ⑦	設備のドレン排水について、県の指定する排水場所をご提示下さい。また、排水場所以降の処理や法規制は県にて対応頂き、その費用は無償でよいでしょうか。	排水場所等については、設計時に別途協議とします。 なお、排水については、周辺への影響がないよう適切に処理してください。そのうえで、排水場所以降の処理等については、ご理解のとおりです。
第三回追加分	22	6	2	2	3	(4)ユーティリティ⑦	設備から排水するドレン排水のうち、クーラント液を含む温水も県指定場所に排水して良いでしょうか。また、指定の排水場所はどこでしょうか。	排水場所については、設計時に別途協議とします。 なお、排水については、周辺への影響がないよう適切に処理してください。
第三回追加分	23	6	2	2	3	(4)ユーティリティ⑧	雑用水（下水処理水）を使用する場合、東部浄化センターの運用に支障がない範囲とは、使用水量や取合位置の事でしょうか。支障となる具体例をご教示下さい。また、水質についてもご教示下さい。	提案内容を踏まえ別途協議とします。水質は、砂ろ過処理後（塩素処理前）の処理水となります。
	24	6	2	2	3	(4)ユーティリティ⑨	上水は最低年3回断水が発生するとありますが、時期や期間等が分かればご教示下さい。	管理棟、汚泥棟の受水槽の清掃に伴う断水であり、作業時間は半日程度であります。時期について特に定めたものではありません。

様式12号 条件規定書に関する質問に対する回答【第四回】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
第三回追加分 25	6	2	2	3	(6)施設の安全対策	災害等の緊急時とありますが、想定されている災害等の緊急時について、その内容や規模等がありましたら、ご教示下さい。	当該施設により、処理場施設に損傷を与えたり、維持管理に支障きたしたり、人的被害が生じる可能性のある内容、規模を想定していますが、事業者においても、事案等を的確に想定したうえで検討してください。
第三回追加分 26	6	2	2	3	(7)施設敷地境界の区分	事業用地はセンター敷地と明確に区分し、部外者が自由に出入りできない様、柵等の適切な対策を講じるとありますが、柵以外に事業へ求める対策がありますでしょうか。	部外者が自由に出入りできないよう措置を講じる事が目的であり、必要な措置を事業者において提案してください。
27	6	2	2	3	(8)その他	地震、津波等の想定されている災害と停電等について、その規模や対応策がありましたら、ご教示下さい。	東部浄化センターにおいては、地震については震度6弱を想定しています。津波及び停電については、現時点で想定していません。
28	6	2	2	3	(8)その他	建設工事・維持管理等の事業実施に関して、東部浄化センター内で定められているルール（作業時間、構内速度制限、安全規則等）がありましたら、ご教示下さい。	浄化センター内での作業時間は8時30分から17時、工事用車両の構内速度は最徐行、工事用車両の出入りは北門からを原則としています。なお、洋光台団地内の工事用車両の通行は、8時30分から17時までとしています。
29	6	2	2	3	(8)その他	本事業期間中に汚泥消化設備の改築更新事業を実施する可能性があるとのことですが、現時点で具体的な計画がありましたら教えていただけないでしょうか。	1系消化タンクの攪拌機及び床排水ポンプ、熱交換器、余剰ガス燃焼装置、ボイラーの更新工事を実施しております。（工期末：平成30年10月末まで）それ以外については、現時点で決まっている計画はありません。
30	6	2	2	3	(8)その他	消化ガス発電施設建設後の試運転時に使用する消化ガスについては、無償で御提供いただけるという理解でよろしいでしょうか。	有償とします。
第三回追加分 31	7	2	3	4	工事用地等の使用	事業用地以外に工事用資材置き場等のために用地が必要な場合は、必要な申請を行って許可を得ることとありますが、使用可能場所および申請様式があればご教示下さい。なお、使用料は2,050円/m ³ ・年として、算定すればよいでしょうか。	使用可能場所については、東部浄化センターの運用に支障がない範囲とし、条件規定書P7 2.3.4のとおり協議を行ってください。 申請様式については、下記ホームページを参照してください。 使用料については、行政財産の使用料に関する条例（広島県条例）及び行政財産の使用料の額の設定（広島県告示）を参照してください。（使用料月額は、使用する土地の価格に千分の2.5を乗じて得た額） なお、条例等については、広島県法規集のホームページからご確認ください。 申請様式（広島県ホームページ）： http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/13/gyouseizaisansiyoukisoku.html 広島県法規集（広島県ホームページ）： http://www3.e-reikinet.jp/hiroshima-ken/d1w_reiki/reiki.html
32	10	2	3	17	事前調査及び地下埋設物等の移設	地下埋設物が支障となり移設を必要とする場合は協議することと記載ありますが、貴県にて移設して頂けるということでしょうか。	契約後、別途協議とします。
33	10	3	1	1	維持管理・運営時のユーティリティ条件	借地に関して記載ありますが、上水、消化ガス等の取り合い点から事業用地までの配管部分については対象外ということでしょうか。	対象外です。なお、条件規定書P10 3.1.1に記載のとおり、行政財産使用許可の手続きが別途必要です。
34	10	3	1	1	維持管理・運営時のユーティリティ条件	賃借料は事業者が依頼する不動産鑑定業者の鑑定評価額によるとされておりますが、費用面、手続き面の煩雑さを避けるため、近傍の路線価に基づき決定する方法（算出式に基づく決定）も認めていただけないでしょうか。	条件規定書P10 3.1.1のとおりです。
35	10	3	1	1	維持管理・運営時のユーティリティ条件	事業用地については、事業用定期借地権設定をするとのことですが、下水処理場内であるため、通常の土地貸付契約又は土地占用許可で対応することでも問題ないものと理解いたします。具体的な土地の貸付方法について、優先交渉権者決定後、協議がでるとの理解でよろしいでしょうか。	条件規定書P10 3.1.1のとおりです。

様式12号 条件規定書に関する質問に対する回答【第四回】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答	
第三回追加分	36	10	3	1	1	維持管理・運営時のユーティリティ条件	消化ガス・温水配管のうち、事業用地範囲外の部分は使用料減免とありますが、無償提供との理解でよろしいでしょうか。また、電気・制御やラック・ピット等の付属装置一式も同様の取扱いでしょうか。	事業用地範囲外の部分における使用料について、5割以内の減額を想定していますが、詳細については、契約後、別途協議とします。
第三回追加分	37	10	3	1	1	維持管理・運営時のユーティリティ条件	建設期間中（着工から竣工まで）における、事業用地および現場事務所等（仮設ハウス、駐車場、仮設トイレ等）の貸付料の支払いは、不要という解釈でよろしいでしょうか。支払いが必要な場合、貸付料は2,050円/m ² ・年という理解でよろしいでしょうか。	事業用地の貸付料については、建設期間中も含まれます。また事業用地以外の土地については、質問No. 31の回答を確認してください。
第三回追加分	38	11	3	2	1	業務内容	ガス買取単価は26円/Nm3を下限としますが、提示された消化ガス発生量はNm3ではありませんが、提案はNm3でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
第三回追加分	39	12	3	2	1	(4) 運営協議会の設置	定期的に県と事業者が情報・意見交換を行うとありますが、開催頻度や議題等について案があればご教示下さい。	未定です。
第三回追加分	40	12 ～ 13	3	2	2	(1) 年間維持管理計画書～(5) 随時提出する書類	書類を提出する事とありますが、様式や提出方法がありましたら、ご教示下さい。	契約後、別途協議とします。
第三回追加分	41	13	3	2	3	事業終了時の施設機能の確認	事業終了もしくは契約解除時は、原則として原状回復を基本とし、契約終了5年前に県と協議を行うとありますが、原則以外の対応（設備未撤去等）となる可能性がありますでしょうか。	現時点では、わかりません。
	42	14 26			別紙1 別紙3	各種規制等 図面リスト	騒音規制について、敷地境界ラインおよび騒音計設置場所のご提示をお願いします。	敷地境界ラインについて提示します。騒音計設置場所は事業用地を踏まえ検討してください。
	43	28			別紙3	図面リスト	本事業で設置する消化ガス発電施設を、事業予定候補地①（10,000*20,000）・事業予定候補地②（40,000*20,000）の両方、もしくはどちらかに設置するという解釈でよろしいでしょうか。	どちらか1箇所を想定していますが、両方を利用する事も可能です。
	44	28			別紙3	図面リスト	事業予定候補地①②の周辺で、将来設置を予定する構造物等があれば、その設置箇所をご教示ください。	現時点においては計画はありません。
	45	28			別紙3	図面リスト	事業予定候補地②と1系消化タンク間の舗装道路に、建設工事やメンテナンス期間の中で一時的に重機を配置することは可能でしょうか。また、重機の配置にあたり、留意すべき事項があればご教示ください。	可能ですが、実施にあたっては県及び維持管理者と協議してください。
	46	28			別紙3	図面リスト	温水の接続予定位置（1系、2系）がわかる平面図及び立面図をいただけないでしょうか。	条件規定書P30からP31及び別途配布する図面を参照してください。
	47	28			別紙3	図面リスト	浄化センター内（事業予定地）へアクセスするにあたり車両の高さや車幅、重量制限などあれば教えてください。	車両制限等については、各道路管理者へ確認してください。
	48	29			別紙3	図面リスト	消化ガス取合い予定箇所が2地点記載されていますが、どちらか1地点に取合えば、p34記載の消化ガス売却可能量（日平均9,341m ³ /日）を提供頂けると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
	49	29			別紙3	図面リスト	消化ガス取合い部の、流体温度・圧力（残圧）・スケルトン図をご提示下さい。	温度については、条件規定書に関する質問書No. 44を参照してください。圧力については、ガスホルダ出口で1.6kPa程度です。取合い部のスケルトン図はありませんので、別途配布する図面を参照してください。

様式12号 条件規定書に関する質問に対する回答【第四回】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
50	29			別紙3	図面リスト	上水及び雑用水取合い部の、流体温度・圧力（残圧）・流量・スケルトン図をご提示下さい。	取合い部の温度、圧力、流量のデータはありません。取合い部のスケルトン図はありませんので、別途配布する図面を参照してください。
51	29			別紙3	図面リスト	温水昇圧器室近傍の消化ガス取合予定箇所は、消化ガス管のエルボ部になっていますが、①通りと②通りの間にあるバルブから消化ガス管を取合うことは可能でしょうか。	条件規定書P2 1.8(4)に記載してあるとおりです。
52	29			別紙3	図面リスト	既設ロータリーエンジン発電設備の基礎図、および配管サポート図をご提示下さい。	図面については、別途配布します。
53	30			別紙3	図面リスト	2系消化タンク用温水接続予定位置（高温）・（低温）取合い部の、流体温度・圧力（残圧）・流量・スケルトン図をご提示下さい。	温度、圧力、流量のデータはありません。接続予定位置のスケルトン図はありませんので、別途配布する図面を参照してください。なお、条件規定書P39からP42までの熱交換器温度及び配布する図面等を参照してください。
54	30			別紙3	図面リスト	2系消化タンク用温水接続位置検討のため、温水槽（高温水槽・低温水槽）の図面をいただけないか	別途配布する図面を参照してください。
55	30			別紙3	図面リスト	2系消化タンクの加温を行っている、既設温水循環ポンプの仕様（容量及び揚程がわかる資料）及び機器図面をいただけないか	仕様については下記のとおりです。図面については、別途配布する図面及び資料等を参照してください。 No.1及びNo.2：エバラFS型片吸込渦巻ポンプ、型番40×32FS4G 6.4、製造会社株式会社荏原製作所 No.3：片吸込渦巻ポンプ、型番CAI40-125、製造会社株式会社西島製作所
56	31			別紙3	図面リスト	1系消化タンク用温水接続予定位置（高温）・（低温）取合い部の、流体温度・圧力（残圧）・流量・スケルトン図をご提示下さい。	温度、圧力、流量のデータはありません。取合い部のスケルトン図はありませんので、別途配布する図面及び資料を参照してください。
57	31			別紙3	図面リスト	1系消化タンクの加温を行っている、既設温水ボイラーの仕様（運転制御方法がわかる資料）及び機器図面をいただけないか	配布図面及び資料等を参照してください。
58	31			別紙3	図面リスト	1系消化タンクの加温を行っている、既設温水循環ポンプの仕様（容量及び揚程がわかる資料）及び機器図面をいただけないか	配布図面及び資料等を参照してください。
59	32			別紙3	図面リスト	事業予定候補地②には、地下埋設物はないという解釈でよろしいでしょうか。	条件規定書P10 2.3.17に記載してあるとおりです。
60	34			別紙4	過去の消化ガス発生等実績	①～②-3に示す消化ガス量は実流量（ノルマル換算していない数値）と記載されていますが、様式集添付資料-3 30-Aの消化ガス量はノルマルの記載がございます（「Nm3」と記載）。どちらが正しいでしょうか。	3-30-Aの数値は実流量でありノルマル換算したものではありません。
61	34			別紙4	過去の消化ガス発生等実績	1系、2系それぞれの消化ガスホルダーの容量をご教示ください。	消化ガスホルダーの容量は1系が2,000m ³ ×2基、2系が2,000m ³ ×1基です。
62	34			別紙4	過去の消化ガス発生等実績	消化ガス売却可能量は平成25～28年度平均値が記載されていますが、2月は263,031m ³ 、年間では3,411,770m ³ として、よいでしょうか。	条件規定書P34別紙4①に記載の売却可能量のとおりです。
63	34			別紙4	過去の消化ガス発生等実績	運転実績データでは、消化ガス量は実流量（ノルマル換算していない数値[m ³ /月]）で示されていますが、事業性の試算に当たって、各社条件を揃えるために基準となる消化ガスの温度を御提示いただけないでしょうか。	消化ガス温度は、実測していないため、消化ガス温度を35℃として、ノルマル換算を行った消化ガス量にて提案書を作成してください。

様式12号 条件規定書に関する質問に対する回答【第四回】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
第二回追加分	64			別紙4	過去の消化ガス発生等実績	<p>条件規定書P34に示される消化ガス売却可能量について、前回質問書における御回答にて消化ガス温度は35℃とすると御指示いただきましたため、下記の計算式（4月を例としております）にて消化ガス売却可能量のノルマル量を算出しました。</p> <p>例) 4月 発生量 291,755 m³/月 × 273.15℃ / (273.15+35)℃ = 258,617 Nm³/月 (小数点第一位を四捨五入) 日発生量 258,617 Nm³/月 ÷ 30日/月 = 8,621 Nm³/日 (小数点第一位を四捨五入)</p> <p>本計算式にて算出された各月毎の消化ガス売却可能量のノルマル換算値を別表に示します。消化ガス売却可能量のノルマル換算値は、この考えのもとで算出された数値を採用することでよろしいでしょうか。各社条件を統一するためにも、考え方をそろえておく必要があると考えています。</p>	消化ガス量のノルマル換算値については、質問内容のとおり計算式にて算出してください。
	65	35		別紙4	過去の消化ガス発生等実績	<p>今回の事業用に消化ガス発電施設を設置後、既設ロータリーエンジンに消化ガスを供給しない（稼働しない）でもよろしいでしょうか。既設ロータリーエンジンを使用する必要がある場合は、無償で運用・維持管理を県にて実施頂けるでしょうか。また、仕様、インターフェイス（信号やりとり）の情報をご提示ください。</p>	条件規定書P5 2.2.2(1)に記載してあるとおりです。既設発電施設の運用・維持管理は県にて実施します。また使用については、提案内容を踏まえ検討します。なお、既存施設へ消化ガスが供給可能な仕様としてください。
	66	38		別紙4	過去の消化ガス発生等実績	<p>今回設置する消化ガス発電施設に供給される消化ガス性状（メタン濃度、硫化水素、消化ガス低位発熱量）を、ご提示下さい。</p>	条件規定書P38を確認ください。
第一回回答修正（第四回）	67	38		別紙4	過去の消化ガス発生等実績	<p>脱硫後の硫化水素濃度について、1系：0～73ppm、2系：0～210ppmと記載されていますが、脱硫剤の交換目安を、1系では硫化水素濃度73ppm、2系では硫化水素濃度210ppmとして運用されていると考えてよろしいでしょうか。また、脱硫装置の性能、仕様等をご提示下さい。</p>	<p>運用規定はありません。脱硫装置の性能、仕様等は、下記のとおりです。（1系及び2系にて各1基ずつ使用して運用） 1系：脱硫器（乾式）、処理ガス量290m³/h、脱硫剤量12m³ × 2基 2系：脱硫器（乾式）、処理ガス量170m³/h、脱硫剤量7m³ × 2基</p>
第一回回答修正（第四回）	68	39		別紙4	過去の消化ガス発生等実績	<p>I系No.1～No.4、II系No.1～No.2熱交換器の仕様を、ご提示下さい。</p>	<p>熱交換器の既存設備の仕様は、下記のとおりです。 1系：向流二重管式、交換熱量198kW、電熱面積10m² × 4基 2系：スパイラル式、交換熱量183kW、電熱面積12m² × 2基</p>
第三回追加分	69	37		別紙4	過去の消化ガス発生等実績	<p>2系消化タンクにおける実際の必要加温熱量がございましたら、ご提示ください。（ご提示いただけない場合、2系消化タンクにおける投入汚泥量あたりの必要加温熱量は1系消化タンクと同等と想定してよろしいでしょうか。）</p>	<p>実際の熱量として提示できるものではありませんので、公表している資料等から事業者で検討してください。</p>
第三回追加分	70	38		別紙4	過去の消化ガス発生等実績	<p>1系、2系消化タンク内のガス性状について記載がありますが、メタン濃度・発熱量について、小数点以下の実測値がありましたらご教示下さい。</p>	<p>小数点以下の実測値は、ありません。</p>
第三回追加分	71	39		別紙4	過去の消化ガス発生等実績	<p>I系、II系の温水温度について記載がありますが、温度条件（許容範囲）がありましたら、ご教示下さい。</p>	<p>明確に規定しているものではありませんが、現状として、1系ボイラー直後で80℃程度まで加温している状況であります。</p>

様式12号 条件規定書に関する質問に対する回答【第四回】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
第二回追加 72	43			別紙5	事業範囲等	監視端末PCを設置する管理本館中央監視室について、設置位置が確認できる平面図をご提示下さい。	図面については、別途配布します。
第二回追加 73	43			別紙5	事業範囲等	「必要な制御信号については既設盤の改造も事業者が行うこと」と記載されていますが、既設盤の設置位置が分かる平面図、既設の盤及び中央監視の仕様（監視項目・メーカー等）をご提示下さい。	図面及び監視項目については、別途配布します。 メーカー名は、メタウォーター株式会社です。 なお、中央監視設備については、現在更新工事を実施しております。 (工期末：平成30年10月末)
74	43			別紙5	事業範囲等	2. 温水設備（フロー）の図では、2系消化タンク設備と消化ガス発電設備の間にポンプ設備が2台（行き・戻り1台ずつ）記載されていますが、事業者の判断で台数変更は可能でしょうか。	可能です。
75	43			別紙5	事業範囲等	2. 温水設備（フロー）の図に記載されている2系消化タンク設備の既設温水槽の仕様をご提示ください。また、既設温水槽と消化ガス発電施設間の送水について、送水量の制約等があればご教示ください。	高温水槽・低温水槽のバランスをとる必要があり既設設備との調整が必要です。 既設温水槽の仕様については下記のとおりです。 既設温水槽：ステンレスパネル製耐震型タンク、型番MP、製造会社 森松工業株式会社、呼称容量4.0m ³